



# 賃貸物件の敷金返還トラブル



賃貸物件を退去する際、ハウスクリーニング、クロス張替費など退去費用として敷金を上回る請求をされるトラブルが起っています。



賃貸物件を退去する際は、自然的な劣化（日焼け、損耗など）以外の不注意による汚れや施設の故障が生じた場合、賃貸物件を修復する為の費用が発生する場合があります。



～トラブル回避のために～

- 入居時に交わした契約書に、借主負担の特約があるかよく確認しましょう。
- 入退去時には貸主立会いの上、物件の状態を確認し、立会いがない場合は部屋の状態を写真（日付入り）などで記録しておく役立ちます。

このようなケースでお悩みの方は、消費者生活センターまでご相談ください！

## 消費生活センター

- 開催日時● 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時は昼休み）  
※予約不要
- 場 所● 市役所2階 消費生活相談室

## 多重債務問題に関する無料法律相談窓口

- 開催日時● 毎月第3木曜日 午後1時～4時（一人30分程度）  
※予約申し込みが必要です
- 場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み> 産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)

